

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（899））
2. 日 時：平成30年4月26日 13時30分～20時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、植木主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、
照井安全審査官、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他26名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備技術グループ 担当 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月23日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち強度に関する説明書、基本設計方針（警報装置等）及び要目表について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【強度に関する説明書】

<強度計算の基本方針>

- 建設時の告示に強度評価の規定がなく施設された機器については、設計・建設規格の評価式及び許容値を用いて強度評価を行うとしているが、建設時に強度評価の規定があった機器の設計方針等も参考にして、強度評価に設計・建設規格の許容値を用いることの妥当性を整理して提示すること。

<重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針>

- 設計・建設規格における材料の規定によらない場合の評価のうち、設計・建設規格で使用制限されている材料について、先行プラントの審査事例、規格策定組織による規格の解釈等を踏まえて、当該材料を使用できることの妥当性を整理して提示すること。
- 設計・建設規格における材料の規定によらない場合の評価について、当該評価を実施する背景、目的等を明確にして提示すること。
- 前回も指摘したが、フランジの強度について、基本方針には記載があるが強度計算には記載がない。先行プラントの審査状況を踏まえ、強度の圧力クラス等のフランジに係る記載の必要性について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、次回の審査会合における論点の説明方針などについて説明があった。原子力規制庁から、次回の審査会合で論点の抽出が終わるよう、ヒアリングを計画的に進めることを求めた。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 重大事故等クラス2 機器及び重大事故等クラス2 支持構造物の強度計算の基本方針
- ・ 重大事故等クラス3 機器の強度評価の基本方針
- ・ 重大事故等クラス3 機器の強度評価方法
- ・ 低圧電源車関連の強度評価書
- ・ 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書
- ・ 重大事故等クラス2 ポンプの強度計算書の説明分類
- ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプの強度計算書
- ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプの強度計算書
- ・ 残留熱除去系ポンプの強度計算書
- ・ S45年告示に規定がない機器の許容値の考え方について
- ・ 強度評価に関する基本的な考え方（東海第二）
- ・ 常設低圧代替注水系ポンプの強度計算書
- ・ 代替循環冷却系ポンプの強度計算書
- ・ 代替燃料プール冷却系ポンプの強度計算書
- ・ 東海第二発電所 本文 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 抜粋資料